

第9章 社会福祉法人の解散、清算及び合併

第1節 総論

解散及び合併は社会福祉法人の消滅事由である。このうち、合併については、新たな法人への法人格の継承が行われる。

解散とは、法人がその積極的活動を停止し、その財産関係を整理(清算)する範囲内において、その整理の終了するまで存在する姿(清算法人)となることである。

合併とは、2以上の法人が契約により一つの法人に合同することである。

合併には、合併の主体たる法人の全部が解散して、それと同時に合併により設立される新法人がその事業及び財産を包括的に継承する新設合併と、合併の主体たる法人の一つが存続して、合併により解散する他の法人の事業及び財産を吸収する吸収合併の二種類がある。

近年の厳しい経済情勢の中では、社会福祉法人の財政状況も決して全てが順調ではない。さらに、補助金等、国の社会福祉支出の増大に伴い、補助金等の社会福祉法人に対する財政支援も、大きな方向転換の時期を迎えている。一方で、社会福祉法人は、地域の社会福祉の担い手として、福祉サービスの利用者が安心してそのサービスを受けられる体制作りのため、確かな財政基盤を築いていかななくてはならず、スケールメリットによる法人合併は、その一助として、法人間の事業連携とともに、国の推奨するところとなっている。

なお、社会福祉法人は、他の社会福祉法人とだけ合併できるものであり、公益法人や他の特別法人と合併することは認められない。

第2節 解散

1 解散の事由

社会福祉法人は、次のいずれかの事由により解散する。【法第46条第1項】

(1) 評議員会の決議【同条第1号】

法第45条の9第7項により、決議に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数決をもつて行わなければならないとされている。

(2) 定款に定めた解散事由の発生【同第2号】

この場合の解散は、所轄庁の認可・認定を要しないと解されるが(同条第2項による)、そもそも、社会福祉法人が自己の都合で勝手に解散することは法の趣旨からも認め難く現実的に、本項による解散は具体性がない。

(3) 目的たる事業の成功の不能【同第3号】

成功の不能の意義は、社会観念に従って決めるべきである。「不能」には「法令上不能」と「事実上不能」との双方を含む。

(4) 合併【同4号】

合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。

(5) 破産手続開始の決定【同第5号】

社会福祉法人がその債務を完済することができなくなった場合には、裁判所は理事もしくは債権者の申し立てにより、又は職権をもって破産手続開始の決定をする。また、このような場合、理事は直ちに裁判所に破産手続開始の申し立てをしなければならない。【法第46条の2】

また、破産又は合併以外の解散事由にによって社会福祉法人が解散し、清算手続きを進めている間に、債務を完済するための財源が不足することが明らかになった場合には、清算人は直ちに裁判所に破産手続開始の申し立てをするとともに、その旨を公告しなければならない。【法第46条の12】

(6) 所轄庁(札幌市長)の解散命令(不利益処分)【同第6号】

札幌市長は、社会福祉法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当な事由がないのに1年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。【法第56条第8項】

法第46条の2 社会福祉法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申し立てにより又は職権で、解散手続開始の決定をする。

法第46条の12 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申し立てをし、その旨を公告しなければならない。

法第56条

8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

2 解散の手続

(1) 解散の認可又は認定【法第46条第2項】

1に述べた解散事由のうち、(1)の評議員会の決議による場合は、札幌市長の「認可」が、(3)の目的たる事業の成功の不能による場合は、札幌市長の「認定」がなければ、それぞれの効力を生じない。

なお、認可と認定という用語の使い分けをしたのは、理事等の自然人の自由意思を中心とする(1)の解散事由と、事業の不成功という客観的事実が果たして当該法人の存続を不能とするものかどうかという程度の認定が基となる(3)とでは、解散事由の適否に関する審査に質的、量的差異があるからである。

また、合併による解散の場合には、合併について札幌市長の認可を受けるので解散について市長の認可は不要である。

(2) 解散の認可又は認定の申請手続

社会福祉法人が解散の認可又は認定を受けようとする場合は、事業所管部を経由の上、札幌市長あて提出すること。

① 提出部数

正本1部、副本2部(事業所管部及び監査指導室分)

② 提出書類

- ア 解散認可(認定)申請書
 - イ 理由書
 - ウ 法第 46 条第1項第1号に定める手続を経たことを証明する書類(議事録等)
 - エ 財産目録及び貸借対照表
 - オ 残余財産の処分方法
 - カ 負債ある場合は、この負債を証明する書類
- (3) 審査基準
- 社会福祉法及び関係その法令並びに「札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」(平成9年4月1日民生局長決裁)
- (4) 標準事務処理期間
- 稀有な事例に付き設定していない。
- (5) 届出すべき場合
- 定款に定めた解散事由の発生、又は破産による解散の場合には、清算人は遅滞なく、その旨を札幌市長に届け出なければならない。
- これは、前者の場合には法人設立認可の際にその解散事由の適当性が認められているわけであり、両者とも客観的事実の発生によって当然法人が解散して清算法人に移行するものであり、そこに市長の認可にかからしめる余地は全く存しないから届出をもって足りるとしている。
- (6) 解散の登記
- 前述の手続を済ませて法人が解散したときは合併と破産の場合を除き、清算人が解散の登記をしなければならない。
- 解散の登記には、清算人の氏名、住所、解散の原因及び年月日を記載すること。なお、破産による解散の場合は裁判所が解散の登記を嘱託する。
- また、合併により消滅する法人の解散の登記の申請は、合併後の存続法人又は新設法人を代表すべき者が、合併後の存続法人又は新設法人の主たる事務所を管轄する登記所を経由して、合併の登記の申請と同時にすること。

第3節 清算

解散により、当該社会福祉法人はその本来の活動を停止し、残務処理(清算)の過程に入る。

この清算目的のみにその活動を限定された法人が清算法人であり、その機関が清算人である。

社会福祉法人が清算法人となった場合には、理事はその職務権限を失い、清算人がこれに代わる。すなわち、清算人は、清算法人においていわゆる理事の地位に立つ機関であって清算の目的の範囲内において法人を代表し、清算事務を執行する。なお、清算法人は、定款の定めによって、清算人会又は監事を置くことができる。(清算の時点で特定社会福祉法人であった清算法人については監事を置かなければならない。)

なお、例外として、合併と破産による解散の場合がある。前者の場合には消滅する社会福祉法人の債権、債務はそのまま合併後設立される法人に引き継がれるので清算の必要はない。後者の場合には、破産法に従い、破産手続が進められ、特別の規定もある。【破産法第 35 条】

また、破産手続開始の決定がされた後であっても、裁判所の許可を得て事業を継続することはができる。

【破産法第 36 条】

破産法第 35 条 他の法律の規定により破産手続開始の決定によって解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を受けたものは、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。

破産法第 36 条 破産手続開始の決定がされた後であっても、破産管財人は、裁判所の許可を得て、破産者の事業を継続することができる。

(清算の手続)

- ① 解散の登記及び届出
- ② 現務の結了
- ③ 債権の取立及び債務の弁済
- ④ 残余財産の引換
- ⑤ 清算結了の登記
- ⑥ 清算結了の届出

法第 46 条の三 社会福祉法人は、次に掲げる場合には、この款の定めるところにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合（第四十六条第一項第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）
- 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

法第 46 条の四 前条の規定により清算をする社会福祉法人（以下「清算法人」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。

法第 46 条の五 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

- 2 清算法人は、定款の定めによつて、清算人会又は監事を置くことができる。
- 3 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。
- 4 第三節第一款（評議員及び評議員会に係る部分を除く。）の規定は、清算法人については、適用しない。

法第 46 条の六 次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。

- 一 理事（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）
- 二 定款で定める者
- 三 評議員会の決議によつて選任された者
- 2 前項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第四十六条の三第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算法人については、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。
- 4 清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。
- 5 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

- 6 第三十八条及び第四十条第一項の規定は、清算人について準用する。
- 7 清算人会設置法人（清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。）においては、清算人は、三人以上でなければならない。

法第 46 条の七 清算人（前条第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。）が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該清算人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立て若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第一項から第三項までの規定は、清算人及び清算法人の監事について、同法第七十五条の規定は、清算法人の評議員について、それぞれ準用する。

第 46 条の九 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

第 46 条の 30 清算法人は、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

第 46 条の 34 清算法人の債権者（判明している債権者を除く。）であつて第四十六条の三十第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除斥される。

- 2 前項の規定により清算から除斥された債権者は、引渡しとされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

第 47 条の2 清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

- 2 清算人会設置法人においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならない。
- 3 清算人は、決算報告（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの）を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に関し不正の行為があつたときは、この限りでない。

第 47 条の5 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

第4節 合併

1 合併の種類

- (1) 吸収合併

社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人(以下「吸収合併消滅社会福祉法人」という。)の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人(以下「吸収合併存続社会福祉法人」という。)に承継させるものをいう。【法 49 条】

(2) 新設合併

二以上の社会福祉法人がする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人(以下「新設合併消滅社会福祉法人」という。)の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人(以下「新設合併設立社会福祉法人」という。)に承継させるものをいう。【法 54 条の5】

2 合併契約書の作成

(1) 吸収合併

吸収合併契約において、次の事項を定める必要がある。【法 49 条、規則第5条の 11】

- ① 吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所
- ② 吸収合併がその効力を生ずる日
- ③ 吸収合併消滅社会福祉法人の職員の処遇

(2) 新設合併

新設合併契約において、次の事項を定める必要がある。【法 54 条の5、規則第6条の8】

- ① 新設合併消滅社会福祉法人の名称及び住所
- ② 新設合併設立社会福祉法人の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- ③ 上記のほか、新設合併設立社会福祉法人の定款で定める事項
- ④ 新設合併がその効力を生ずる日
- ⑤ 新設合併消滅社会福祉法人の職員の処遇

法第 48 条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。この場合においては、合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければならない。

法第 49 条 社会福祉法人が吸収合併（社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第百三十三条第十一号において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併存続社会福祉法人」という。）及び吸収合併により消滅する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

法第 54 条の 5 二以上の社会福祉法人が新設合併（二以上の社会福祉法人がする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第百三十三条第十一号において同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併により消滅する社会福祉法人（以下この目において「新設合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所
- 二 新設合併により設立する社会福祉法人（以下この目において「新設合併設立社会福祉法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立社会福祉法人の定款で定める事項
- 四 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

社会福祉法施行規則第5条の11 法第四十九条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 吸収合併がその効力を生ずる日
- 二 吸収合併消滅社会福祉法人(法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。)の職員の処遇

社会福祉法施行規則第6条の8 法第五十四条の五第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 新設合併がその効力を生ずる日
- 二 新設合併消滅社会福祉法人の職員の処遇

3 合併契約に関する書面の備え置き

(1) 吸収合併

① 吸収合併消滅社会福祉法人

吸収合併契約承認にかかる評議員会の日の2週間前の日から吸収合併の登記の日までの間、次の事項を記載した書面をその主たる事務所に備え置き、閲覧等の用に供する必要がある。【法51条、規則第6条の2第1項】

ア 吸収合併契約の内容

イ 吸収合併存続社会福祉法人の定款の定め

ウ 吸収合併存続社会福祉法人について次に掲げる事項

- ・最終会計年度に係る監査報告等(計算書類、事業報告及び監査報告)の内容
- ・最終会計年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

エ 吸収合併消滅社会福祉法人について次に掲げる事項

- ・吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
- ・吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表

オ 吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務の履行の見込みに関する事項

カ 吸収合併後の承認にかかる評議員会の日の2週間前の日後、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

② 吸収合併存続社会福祉法人

吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併契約承認にかかる評議員会の日の2週間前の日から吸収合併の登記の日までの間、次の事項を記載した書面をその主たる事務所に備え置き、閲覧等の用に供する必要がある。【法54条、規則第6条の4】

ア 合併契約の内容

イ 吸収合併消滅社会福祉法人(清算法人を除く。)について次に掲げる事項

- ・最終会計年度に係る監査報告等の内容

- ・最終会計年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
- ウ 吸収合併消滅社会福祉法人(清算法人を除く。)が作成した貸借対照表
- エ 吸収合併存続社会福祉法人について次に掲げる事項
 - ・吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
 - ・吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表
- オ 吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務の履行の見込みに関する事項
- カ 合併契約の承認にかかる評議員会の日から2週間前の日後、吸収合併の登記の日までの間に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(2) 新設合併

新設合併消滅社会福祉法人は、新設合併契約承認にかかる評議員会の日から2週間前の日から新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間、次の事項を記載した書面をその主たる事務所に備え置き、閲覧等の用に供する必要がある。【法 54 条の7第1項、規則第6条の9第1項】

- ① 合併契約書
- ② 他の新設合併消滅社会福祉法人について次に掲げる事項
 - ・最終会計年度に係る監査報告等の内容
 - ・他の新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
- ③ 他の新設合併消滅社会福祉法人(清算法人に限る。)が法 46 条の 22 第1項の規定により作成した貸借対照表
- ④ 当該新設合併消滅社会福祉法人(清算法人を除く。)について次に掲げる事項
 - ・当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
 - ・当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表
- ⑤ 新設合併設立社会福祉法人の成立の日以後における新設合併設立社会福祉法人の債務の履行の見込みに関する事項
- ⑥ 新設合併契約の承認にかかる評議員会の日から2週間前の日後、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

法第 51 条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日から2週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から吸収合併の登記の日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併消滅社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

法第 54 条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条第一項の評議員会の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から吸収合併の登記の日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

法第 54 条の 7 新設合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 新設合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併消滅社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

社会福祉法施行規則第 6 条の 2 法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款の定め

二 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項

イ 最終会計年度（各会計年度に係る法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十第二項の

承認(法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、法第四十五条の二十八第三項の承認)を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。)に係る監査報告等(各会計年度に係る計算書類、事業報告及び監査報告(法第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)をいう。以下同じ。)の内容(最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容)

ロ 最終会計年度の末日(最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産(社会福祉法人の財産をいう。以下同じ。)の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第五十二条の評議員会の日の二週間前の日(法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。)後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

三 吸収合併消滅社会福祉法人(清算法人を除く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事項

イ 吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日(最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第五十二条の評議員会の日の二週間前の日後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

ロ 吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表

四 吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務(法第五十三条第一項第四号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

五 法第五十二条の評議員会の日の二週間前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

社会福祉法施行規則第6条の4 法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 吸収合併消滅社会福祉法人(清算法人を除く。)についての次に掲げる事項

イ 最終会計年度に係る監査報告等の内容(最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容)

ロ 最終会計年度の末日(最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第五十四条の二第一項の評議員会の日の二週間前の日(法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。)後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

二 吸収合併消滅社会福祉法人(清算法人に限る。)が法第四十六条の二十二第一項の規定により作成した貸借対照表

三 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項

イ 吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度の末日(最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第五十四条の二第一項の評議員会の日の二週間前の日後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

ロ 吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対

照表

四 吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務(法第五十四条の三第一項第四号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

五 法第五十四条の二第一項の評議員会の日(二週間前)の日後吸収合併の登記の日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

社会福祉法施行規則第6条の9 法第五十四条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 他の新設合併消滅社会福祉法人(清算法人を除く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事項

イ 最終会計年度に係る監査報告等の内容(最終会計年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容)

ロ 他の新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日(最終会計年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第五十四条の八の評議員会の日(二週間前)の日(法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。)後新設合併消滅社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

二 他の新設合併消滅社会福祉法人(清算法人に限る。)が法第四十六条の二十二第一項の規定により作成した貸借対照表

三 当該新設合併消滅社会福祉法人(清算法人を除く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日(最終会計年度がない場合にあつては、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第五十四条の八の評議員会の日(二週間前)の日後新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

ロ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表

四 新設合併設立社会福祉法人の成立の日以後における新設合併設立社会福祉法人の債務(他の新設合併消滅社会福祉法人から承継する債務を除き、法第五十四条の九第一項第四号の規定により新設合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

五 法第五十四条の八の評議員会の日(二週間前)の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

4 評議員会の承認

吸収合併、新設合併ともに、消滅社会福祉法人は評議員会の特別決議(決議に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数決)によって合併契約の承認を受ける必要がある。【法52条、法54の8、法45条の9第7項5号】

5 所轄庁の承認

合併認可申請書は、事業所管部を経由の上、札幌市長あて提出すること。【法第 50 条第3項、法 54 条の6 第2項】

(1) 提出部数

正本1部、副本2部(事業所管部及び監査指導室分)

(2) 提出書類

① 合併認可申請書

② 理由書

③ 合併に係る評議員会議事録

④ 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款

⑤ 合併する各法人に係る次の書類

ア 財産目録及び貸借対照表

イ 負債があるときは、その負債を証明する書類

⑥ 合併後存続する法人又は合併により設立する法人に係る次の書類

ア 財産目録

イ 合併の日の属する会計年度及び次会計年度における事業計画書及び収支予算書

ウ 役員になる者の履歴書及び就任承諾書(合併後存続する法人については、引き続き役員となる者の就任承諾書を除く。)

エ 役員となる者について、他の役員となる者のうちに、その者と婚姻関係にある者または 3 親等以内の親族関係にある者がいる場合は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類

⑦ 法第 52 条の場合(新設合併)においては、設立の事務を行う者が同条の規定により選任された者であることを証明する書類

なお、事業所管部にあつては、意見を付すこと。

(3) 審査基準

「札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」(平成 9 年 4 月 1 日民生局長決裁)

(4) 標準事務処理期間

稀有な事例に付き設定していない。

法第 52 条 吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

法第 54 条の 2 吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の債務の額として厚生労働省令で定める額が吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の資産の額として厚生労働省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の評議員会において、その旨を説明しなければならない。

法第 54 条の 8 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

6 債権者保護手続

(1) 吸収合併

① 吸収合併消滅社会福祉法人

所轄庁の認可があったときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。【法 53 条第1項、規則第6条の3】

ア 吸収合併をする旨

イ 吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住所

ウ 吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人の計算書類に関する事項(公告の日又は催告の日いずれか早い日における次に掲げる場合の区分に応じ、次に定めるもの。)

・公告対象法人につき最終会計年度がない場合はその旨

・公告対象法人が清算法人である場合はその旨

・上記に掲げる場合以外の場合は最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

エ 債権者が一定の期間内(2ヶ月を下回ることができない)に異議を述べることができる旨

② 吸収合併存続社会福祉法人

吸収合併存続社会福祉法人は、所轄庁の認可があったときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。【法 54 条の3】

ア 吸収合併をする旨

イ 吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所

ウ 吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人の計算書類に関する事項(公告の日又は催告の日いずれか早い日における次に掲げる場合の区分に応じ、次に定めるもの。)

・公告対象法人につき最終会計年度がない場合はその旨

・公告対象法人が清算法人である場合はその旨

・上記に掲げる場合以外の場合は最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

エ 債権者が一定の期間内(2ヶ月を下回ることができない)に異議を述べる旨

債権者が期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は吸収合併を承認したものとみなされる。一方、債権者が期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅社会福祉法人は当該吸収合併をしても当該債権者を害する恐れがないときを除き、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。【法 53 条第2項、同条第3項】

(2) 新設合併

新設合併消滅社会福祉法人は、所轄庁の認可があったときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。【法 54 条の9第1項】

ア 新設合併をする旨

イ 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所

ウ 新設合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項(公告の日又は催告の日いずれか早い日における次に掲げる場合の区分に応じ、次に定めるもの。)

・公告対象法人につき最終会計年度がない場合はその旨

- ・公告対象法人が清算法人である場合はその旨
 - ・上記に掲げる場合以外の場合は最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容
- エ 債権者が一定の期間内(2ヶ月を下回ることができない)に異議を述べるができる旨
- 債権者が期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものと擬制されること、異議を述べたときには、原則として社会福祉法人に担保提供義務が課せられることは、吸収合併の場合と同様である。【法 54 条の9第2項、同条第3項】

法第 53 条 吸収合併消滅社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

- 一 吸収合併をする旨
- 二 吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住所
- 三 吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人の計算書類(第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下この款において同じ。)に関する事項として厚生労働省令で定めるもの
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨
 - 2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。
 - 3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。以下同じ。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

法第 54 条の 3 吸収合併存続社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

- 一 吸収合併をする旨
- 二 吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所
- 三 吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨
 - 2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。
 - 3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

法第 54 条の 9 新設合併消滅社会福祉法人は、第五十四条の六第二項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月

を下ることができない。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所

三 新設合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

社会福祉法施行規則第6条の3 法第五十三条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 公告対象法人(法第五十三条第一項第三号の吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人をいう。次号において同じ。)につき最終会計年度がない場合 その旨

二 公告対象法人が清算法人である場合 その旨

三 前二号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

2 前項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、百万円単位又は十億円単位をもつて表示するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人の財産の状態を的確に判断することができなくなるおそれがある場合には、第一項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、適切な単位をもつて表示しなければならない。

7 合併後の登記

(1) 吸収合併

社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記することにより、その効力を生ずる。そして、吸収合併存続社会福祉法人は吸収合併の登記の日吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。【法第50条第1項、同条第2項】

(2) 新設合併

ア 定款の作成

新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人が作成し、所轄庁の認可を必要としない。【法第54条の10第2項】

イ 設立登記

新設合併設立社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地にて設立の登記をする事によって成立する。そして、新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分

に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。【法 34 条、法第 54 条の6第1項】

(3) 解散登記

合併の登記の申請と同時に、合併後の存続法人(吸収合併の場合)、又は新設法人(新設合併の場合)を代表すべき者が、合併により消滅する法人の解散の登記の申請をしなければならない。

法第 50 条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

法第 54 条の 6 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

法第 54 条の 10 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定は、新設合併設立社会福祉法人の設立については、適用しない。

2 新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人が作成する。この場合においては、第三十一条第一項の認可を受けることを要しない。

8 合併に関する書面の備置き、閲覧等

(1) 吸収合併

吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日後遅滞なく、次の事項を記載した書面を、吸収合併の日から6月間、その主たる事務所に備え置き、閲覧等の用に供する必要がある。【法 54 条の4 第1項及び第2項、規則第6条の7】

① 吸収合併の登記の日

② 吸収合併消滅社会福祉法人における債権者保護手続の経過

③ 吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が吸収合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項

④ 吸収合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(吸収合併契約の内容を除く。)

⑤ 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

(2) 新設合併

新設合併設立社会福祉法人は、その設立の日後遅滞なく、次の事項を記載した書面を、その成立の日から6月間、その主たる事務所に備え置き、閲覧等の用に供する必要がある。【法 54 条の 11 第1項及び第2項、規則第6条の 11 第1項】

- ① 新設合併設立社会福祉法人の成立の日
- ② 債権者保護手続の経過
- ③ 新設合併により新設合併設立社会福祉法人が新設合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項
- ④ 上記のほか、新設合併に関する重要な事項

法第 54 条の 4 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が承継した吸収合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

法第 54 条の 11 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立社会福祉法人が承継した新設合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の新設合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 新設合併設立社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併設立社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

社会福祉法施行規則第 6 条の 7 法第五十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 吸収合併の登記の日

二 吸収合併消滅社会福祉法人における法第五十三条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続社会福祉法人における法第五十四条の三の規定による手続の経過

四 吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が吸収合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第五十一条第一項の規定により吸収合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(吸収合併契約の内容を除く。)

六 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

社会福祉法施行規則第6条の11 法第五十四条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 新設合併設立社会福祉法人の成立の日

二 法第五十四条の九の規定による手続の経過

三 新設合併により新設合併設立社会福祉法人が新設合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項